イット builder クラウドサービス利用規約

2022 年 7 月 1 日 株式会社中電シーティーアイ この利用規約(以下、「本規約」という。)は、株式会社中電シーティーアイ(以下、「弊社」という。)が、契約者に弊社「イット builder クラウドサービス」(以下、「本サービス」という。)の利用を許諾するにあたっての条件等を定めたものです。

### 第1章 総則

#### (利用規約の適用)

- 第1条 本サービスの利用に関して、別途締結されるすべての契約は、本規約に基づいて締結される ものとします。
  - 2. 本規約と個別の契約の規定が異なるときは、個別の契約の規定が本規約に優先して適用されるものとします。

#### (定義)

第2条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス 本規約に基づき弊社がアプリケーション・サービス・プロバイダとして契約者に提供 する別紙A所定の「イット builder クラウドサービス」
- (2) 契約者 本規約に基づく利用契約を弊社と締結し、本サービスの提供を受ける者
- (3) 利用契約 本規約に基づき弊社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- (4) 利用契約等 利用契約及び本規約
- (5) 契約者設備

本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その 他の機器及びソフトウェア

- (6) 本サービス用設備 本サービスを提供するにあたり、弊社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他 の機器及びソフトウェア
- (7) 本サービス用設備等 本サービス用設備及び本サービスを提供するために弊社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線、および弊社が他の事業者より提供を受けるクラウドサービス。
- (8) 消費税等

消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税 法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支 払に際して負担すべき公租公課

- (9) ユーザ I D契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
- (10) パスワード
- ユーザIDと組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
- (11) 利用者 本規約に基づいて、本サービスを受ける為に、契約者の設備の操作を行う者
- (12) 利用責任者

本サービスを受けるための通知先・連絡先として定める、利用者の責任者(以下、「利用者」には「利用責任者」を含む。)

# (13) 契約者等

契約者及び利用者

# (通 知)

- 第3条 弊社から契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面又は弊社のホームページに掲載するなど、弊社が適当と判断する方法により行います。
  - 2. 前項の規定に基づき、弊社から契約者への通知を電子メールの送信又は弊社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

#### (利用規約の変更)

- 第4条 弊社は、本規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。
  - 2. 弊社は、前項の変更を行う場合は、60日の予告期間をおいて、変更後の新利用規約の内容 を契約者に通知するものとします。

# (権利義務譲渡の禁止)

第5条 契約者は、あらかじめ弊社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

# (合意管轄)

第6条 契約者と弊社の間で訴訟の必要が生じた場合には、名古屋地方裁判所をもって合意による 専属管轄裁判所とします。

# (準拠法)

第7条 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

# (協議等)

第8条 利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を 持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合 でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当 該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

#### 第2章 契約の締結等

# (利用契約の締結等)

- 第9条 利用契約は、本サービスの利用申込者が、弊社所定の「イット builder クラウドサービス利用申込書」(以下「利用申込書」という。)を弊社に提出し、弊社がこれに対し弊社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は本規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、弊社は、本サービスの利用申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。
  - 2. 利用契約の変更は、契約者が弊社所定の「イット builder クラウドサービス利用変更申込書」(以下「変更申込書」という。)を弊社に提出し、弊社がこれに対し弊社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。

- 3. 弊社は、前各項その他本規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者が 次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことが できます。
  - (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
  - (2) 利用申込書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
  - (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
  - (4) その他弊社が不適当と判断したとき

# (利用者による利用)

第10条 契約者は、利用者に本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

## (変更通知)

- 第11条 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他、利用申込書の 契約者にかかわる事項に変更があるときは、弊社の定める方法により変更予定日の30日前 までに弊社に通知するものとします。
  - 2. 弊社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

#### (一時的な中断及び提供停止)

- 第12条 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要する ことなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
  - (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
  - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
  - (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
  - 2. 弊社は、本サービス用設備等の点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
  - 3. 弊社は、契約者が第16条(弊社からの利用契約の解約)第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
  - 4. 弊社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

## (利用期間)

- 第13条 本サービスの利用期間は、利用契約に定めるものとします。ただし、弊社が定める方法により期間満了30日前までに契約者又は弊社から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。
  - 2. 弊社は、本サービスの利用期間満了の 60 日前までに、契約者に利用契約の変更内容を通知 することにより、更新後における本サービスの種類、内容及び利用料金その他利用契約内 容を変更することができるものとします。

#### (最短利用期間)

- 第14条 本サービスの最短利用期間は、契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して 6 ヶ月とします。
  - 2. 契約者は、前項の最短利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第15条(契約者からの利用契約の解約)に従うことに加え、弊社が定める期限までに、解約日以降最短利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額及びその消費税相当額を一括して弊社に支払うものとします。

# (契約者からの利用契約の解約)

- 第15条 契約者は、解約希望日の30日前までに弊社が定める方法により弊社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合又は解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が30日未満の場合、解約希望通知が弊社に到達した日より30日後を契約者の解約希望日とみなすものとします。
  - 2. 契約者は、前項に定める通知が弊社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払 遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

# (弊社からの利用契約の解約)

- 第16条 弊社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若 しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものと します。
  - (1) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
  - (2) 支払停止又は支払不能となった場合
  - (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
  - (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (5) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき き又は信用状態に重大な不安が生じた場合
  - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
  - (7) 利用契約等に違反し弊社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
  - (8) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
  - (9) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
  - 2. 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払 遅延損害金がある場合には、弊社が定める日までにこれを支払うものとします。

#### (本サービスの廃止)

- 第17条 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものと し、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
  - (1) 廃止日の6ヶ月前までに契約者に通知した場合
  - (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
  - 2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、弊社は、既に支払われている利 用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算に て契約者に返還するものとします。

#### (契約終了後の処理)

- 第18条 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって弊社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等(当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を利用契約終了後直ちに弊社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。
  - 2. 弊社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた 資料等(資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を利用契約終了 後直ちに契約者に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については、弊社の 責任で消去するものとします。

### 第3章 サービス

#### (本サービスの種類と内容)

- 第19条 弊社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、別紙Aに定めるとおりとし、 契約者が具体的に利用できる本サービスの種類は、別紙Bに「プラン」として定めるものと します。
  - 2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
    - (1) 第40条(免責) 第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに弊社に起因しない不具合が生じる場合があること
    - (2) 弊社に起因しない本サービスの不具合については、弊社は一切その責を免れること
  - 3. 本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、次の事項については、利用契約において、 明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。
    - (1) ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等
    - (2) データ記録媒体、用紙等の消耗品の供給
    - (3) 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せ
  - 4. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

# (本サービスの提供区域)

第20条 本サービスの提供区域は、日本国内に限定されるものとします。

# (導入支援及びサポート)

第21条 弊社は、別紙Aに定める「Web サポートサービス」および「環境初期設定サービス」利用契約に基づき契約者に対して提供するものとします。

# (再委託)

第22条 弊社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を弊社 の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、弊社は、当該再委託先(以下「再 委託先」といいます。)に対し、第37条(秘密情報の取り扱い)及び第38条(個人情報 の取り扱い)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の弊社の義務と同等の義 務を負わせるものとします。

# 第4章 利用料金

(本サービスの利用料金、算定方法等)

第23条 本サービスの利用料金、算定方法等は、別紙Bの料金表に定めるとおりとします。

#### (利用料金の支払義務)

- 第24条 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間(以下「利用期間」という。)について、別紙Bの料金表に定める利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、弊社は、第12条(一時的な中断及び提供停止)第3項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。
  - 2. 利用期間において、第12条(一時的な中断及び提供停止)に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。ただし、定額制又は基本料金制(従量制と併用される料金制度で利用のいかんにかかわらず一定額の支払を要するものを意味します。以下同じとします。)を含む料金制による本サービスの利用について弊社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態(以下「利用不能」といいます。)が24時間以上となる場合、利用不能の日数(1日未満は切り捨て)に対応する当該料金制の利用料金及びこれにかかる消費税相当額については、この限りではありません。

#### (利用料金の支払方法)

第25条 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、弊社の指定する方法で支払 うものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

### (遅延利息)

- 第26条 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、弊社が指定する期日までに弊社の指定する方法により支払うものとします。
  - 2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

# 第5章 契約者の義務等

#### (自己責任の原則)

- 第27条 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者(認定利用者を含み、 国内外を問いません。本条において以下同じとします。)に対して損害を与えた場合、又は 第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するも のとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者 に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
  - 2. 本サービスを利用して契約者等が提供又は伝送する情報(コンテンツ)については、契約者の責任で提供されるものであり、弊社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、 それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
  - 3. 契約者は、契約者等がその故意又は過失により弊社に損害を与えた場合、弊社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

#### (利用責任者)

- 第28条 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、第9条所定の利用 申込書に記載して弊社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する弊社との連絡・確認 等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。
  - 2. 契約者は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、弊社に対し、利用変更申 込書にて速やかに通知するものとします。

# (本サービス利用のための設備設定・維持)

- 第29条 契約者は、自己の費用と責任において、弊社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者 設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。
  - 2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等 の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
  - 3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、弊社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
  - 4. 弊社は、弊社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

# (ユーザ I D及びパスワード)

- 第30条 契約者は、利用者に対して利用契約等に基づき開示する場合を除きユーザ I D及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理(パスワードの適宜変更を含みます。) するものとします。ユーザ I D及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、弊社は一切の責任を負わないものとします。契約者のユーザ I D及びパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとします。
  - 2. 第三者が契約者のユーザ I D及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該 行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支 払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により弊社が損害を被った 場合は契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、弊社の故意又は過失によりユ ーザ I D及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

#### (バックアップ)

第31条 契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、弊社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

# (禁止事項)

- 第32条 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
  - (1) 弊社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、 又は侵害するおそれのある行為
  - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
  - (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
  - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は弊社若しくは第三者に不利益を与える行為
  - (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
  - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為

- (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- (8) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (10) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (11) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪 感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
- (12) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・ 目的でリンクをはる行為
- 2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当す る行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに弊社に通知するものとします。
- 3. 弊社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当する ものであること又は契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情 報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一 部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することが できるものとします。ただし、弊社は、契約者等の行為又は契約者等が提供又は伝送する (契約者の利用とみなされる場合も含みます。)情報(データ、コンテンツを含みます。)を 監視する義務を負うものではありません。

# (利用者の遵守事項等)

- 第33条 第10条 (利用者による利用) の定めに基づき、契約者は、利用者にこれらの事項を遵守させるものとします。
  - (1) 利用者は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用規約等のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除きます。
  - (2) 契約者と弊社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、利用者に対する本サービスも自動的に終了し、利用者は本サービスを利用できないこと。
  - (3) 利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
  - (4) 本サービスの提供に関して弊社が必要と認めた場合には、契約者が、弊社に対して、必要な範囲で、利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができること、また、弊社は第22条(再委託)所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して、弊社は利用規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
  - (5) 利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して弊社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、弊社に対して一切の責任追及を行わないこと。
  - 2. 契約者は、弊社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、利用者に 対し、すみやかに伝達するものとします。

#### (利用者が利用契約に違反した場合の措置)

第34条 第10条 (利用者による利用)の定めに基づき、弊社が、利用者による本サービスの利用を 承認した場合において、利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、 すみやかに当該違反を是正させるものとします。

- 2. 利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した日から 10 日間経過後も、当該違反を是正しない場合、弊社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
  - (1) 当該利用者に対する本サービスの提供を停止すること
  - (2) 弊社と契約者の間の利用契約の全部若しくは当該利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

# 第6章 弊社の義務等

### (善管注意義務)

第35条 弊社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

#### (本サービス用設備等の障害等)

- 第36条 弊社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にそ の旨を通知するものとします。
  - 2. 弊社は、弊社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。
  - 3. 弊社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する弊社が借り受けた電気 通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信 事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
  - 4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び弊社はそれぞれ遅滞なく 相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施す るものとします。

# 第7章 秘密情報等の取り扱い

#### (秘密情報の取り扱い)

- 第37条 契約者及び弊社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
  - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
  - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
  - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
  - 2. 前項の定めにかかわらず、別紙Aにおいて定める秘密情報については、前項に定める秘密 である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなします。
  - 3. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び弊社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は 権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は 当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び弊社は、関連 法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通 知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

- 4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
- 5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等(以下本条において「資料等」といいます。)を複製又は改変(以下本項においてあわせて「複製等」といいます。)することができるものとします。この場合、契約者及び弊社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
- 6. 前各項の規定に関わらず、弊社が必要と認めた場合には、第22条(再委託)所定の再委託 先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けるこ となく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、弊社は再委託先に対して、本 条に基づき弊社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
- 7. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等(本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。)を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。
- 8. 本条の規定は、本サービス終了後、3年間有効に存続するものとします。

# (個人情報の取り扱い)

- 第38条 契約者及び弊社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。 以下同じとします。)を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
  - 2. 個人情報の取り扱いについては、前条(秘密情報の取り扱い)第4項乃至第7項の規定を準 用するものとします。
  - 3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

# 第8章 損害賠償等

#### (損害賠償の制限)

- 第39条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、弊社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、弊社の責に帰すべき事由により又は弊社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。ただし、契約者の弊社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には契約者が第36条(本サービス用設備等の障害等)第4項などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、弊社の責に帰すことができない事由から生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について弊社は賠償責任を負わないものとします。
  - (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12ヶ月間に 発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金(1ヶ月分)
  - (2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上ではあるが12ヶ月に満たない場合には、当該期間

- (1月未満は切捨て)に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金 (1ヶ月分)
- (3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均日額料金(1日分)に30を乗じた額
- 2. 本サービス又は利用契約等に関して、弊社の責に帰すべき事由により又は弊社が利用契約 等に違反したことにより利用者に損害が発生した場合について、弊社は前項所定の契約者 に対する責任を負うことによって利用者に対する一切の責任を免れるものとし、利用者に 対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

# (免責)

- 第40条 本サービス又は利用契約等に関して弊社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、弊社は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
  - (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
  - (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
  - (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する 指害
  - (4) 弊社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者 からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュ ータウィルスの本サービス用設備への侵入
  - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
  - (6) 弊社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生 した損害
  - (7) 本サービス用設備のうち弊社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
  - (8) 本サービス用設備のうち、弊社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
  - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
  - (10) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受 に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強 制的な処分
  - (11) 弊社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
  - (12) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき弊社に過失などの帰責 事由がない場合
  - (13) その他弊社の責に帰すべからざる事由
  - 2. 弊社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

#### 第9章 無料トライアル

#### (無料トライアルの目的)

- 第41条 本サービスを、その機能・性能等の確認の目的のために無償で利用することを無料トライ アルと言い、無料トライアルについては、前各条項の他または前各条項にかかわらず、以 下の各条項を適用するものとします。
  - 2. 弊社は、契約者が本規約に同意しこれを遵守することを条件に、本ソフトウェア製品を無料トライアルとして利用するための譲渡不能な非独占的利用を契約の期間、許諾します。
  - 3. 弊社は、契約者の無料トライアルによる利用のため、前項の期間、本規約記載のサービス (以下、「本サービス」という。)を契約者に提供します。

#### (無料トライアル契約の締結等)

- 第42条 無料トライアル契約は、本サービスの無料トライアル申込者が、弊社所定の「無料トライアルサービス利用申込書」(以下、「無料トライアル申込書」という。)を弊社に提出し、弊社がこれに対し弊社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。(以下、契約締結後の「無料トライアル契約」を「本契約」という。)なお、本サービスの無料トライアル申込者は本規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの無料トライアル申込者が申込を行った時点で、弊社は、本サービスの申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。
  - 2. 弊社は、前各項その他本規約の規定にかかわらず、本ソフトウェア製品の無料トライアル 申込者または契約者もしくは利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を 締結しないことができ、無料トライアルの利用申込者ならびに契約者および利用者は、こ れに対し異議を申し出ることはできないものとします。
    - (1) 利用契約等に基づく金銭債務の不履行、その利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
    - (2) 無料トライル申込書その他、弊社への通知事項に虚偽、誤記、欠落があったとき
    - (3) その他弊社が不適当と判断したとき
  - 3. 無料トライアルによる利用契約申込は、1法人・団体につき原則1回のみ可能とし、利用期間経過後に継続利用を希望される場合には、別途本サービスの有償利用の申込手続を行うものとします。

#### (本契約の期間)

第43条 本契約の期間は、当社が承諾した無料トライアル申込書に記載された期間とします。

# (契約者からの本契約の解約)

- 第44条 契約者は、解約希望日の3日前までに弊社に通知することにより、解約希望日をもって本 契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の指定のない場合または通 知日から解約希望日までの期間が3日未満の場合、解約希望の通知があった日より3日後 を契約者の解約希望日とみなすものとします。
  - 2. 前号により、本契約は終了します。

# (弊社からの本契約の解約)

- 第45条 弊社は、10日前までに、契約者に本契約の解約を通知することにより、本契約を解約する ことができるものとします。
  - 2. 弊社は、契約者または使用者が第16条(弊社からの利用契約の解約)第1項各号のいずれ

かに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本契 約を解約することができるものとします。

3. 前各項により、本契約は終了します。

(無料トライアルにおける保証・損害賠償)

- 第46条 無料トライアルの選択及び使用効果については、契約者の責任によるものとします。また、弊社は、無料トライアルによる利用に関して,一切の保証責任又は瑕疵担保責任を負いません。
  - 2. 前項の他、法律上の請求原因の如何を問わず、弊社は賠償責任を負わないものとします。
  - 3. 第40条(免責) 第1項は、適用しないものとします。

(無料トライアルにおけるサービスの一時的な中断および提供停止)

第47条 弊社は、第12条(一時的な中断および提供停止)または第36条(本サービス用設備等の障害等)にかかわらず、本サービスの提供を一時中断または利用を制限することができるものとします。

(無料トライアルにおける提供サービス)

第48条 無料トライアルにおいて弊社は、保守サービスおよび環境初期設定サービスを提供しません。

以上

# 別紙A

# 「イット builder クラウドサービス」

- 1. イット builder クラウドサービスの内容
  - (1) 月額料金にて、弊社が Amazon Web Services, Inc.との契約に基づき提供を受ける AWS 環境上に、イット builder の動作環境を構築してお客さまにご利用いただくサービスです。
  - (2) お客さま別に個別の AWS 環境を用意し一つのイット builder を動作させる、シングルテナント 方式とします。
  - (3) 月額サービス料金には次のサービスを含みます。
    - ① AWS 環境上でのイット builder の利用サービス
    - ② Web サポートサービス
    - ③ 保守サービス
    - ④ 環境初期設定サービス
  - (4) イット builder の利用以外の方法で、お客さまが AWS を直接利用することはできません。
- 2. Web サポートサービス

弊社は、ポータルサイトにより、契約者および利用者に以下のサービスを提供します。

- (1) マニュアルの提供
- (2) 事例集の提供
- (3) 質疑応答集 (FAQ)
- (4) 問合せフォームによる問合せ対応
- (5) 通知機能
- (6) その他の情報提供
- 3. 保守サービス

常に最新のソフトウェアによるサービスを提供します。

- 4. 本サービスの利用者
- 4.1 契約者

本サービスを利用することができる契約者には、次の者を含みこれに限ります。

- ① 契約者企業の役員または従業員
- ② 契約者企業に派遣され勤務する派遣労働者
- ③ 契約者企業からアプリケーション作成業務またはサーバ運用業務を委託された企業の当該 業務に従事する従業員
- 4.2 契約者以外の利用者

前項に関わらず、契約者が作成したアプリケーションについては、次のいずれかに該当する場合、 契約者以外がこれを利用できるものとします。

- ① 契約者が自らの業務処理に供する目的で作成したアプリケーションを、当該業務遂行のためにこれを利用することが社会通念上妥当と認められる契約者以外の者に利用させる場合
- ② 契約者とその作成したアプリケーションを利用する契約者以外の者とが、会社法・租税法上、親会社と子会社の関係にある場合
- ③ 契約者とその作成したアプリケーションを利用する契約者以外の者とが、会社法・租税法 上、同一の者を親会社とする子会社どうしの関係にある場合

以上

# 別紙B料金表

# 1. サービス料金

- (1) イット builder クラウドサービスは、利用規模に応じて S/M/L の 3 プランがあります。
- (2) サービス料金は、定額料金分(イット builder ライセンス使用料金、保守サービス料金および AWS 使用定額料金を含みます)と AWS リソースの利用上限超過時の従量制課金分との合算と します。通常使用の範囲であれば、お客さまの負担は定額料金分のみとなります。
- (3) AWS へのイット builder の初期設定は、上記料金の中で実施します。
- (4) 各プランの料金を表に示します。

プラン	最大性能 PV/S <sup>※2</sup>	灾	提供料金			
*1		CPU 利用時間/月	データベース 容量	ストレーシ <sup>**3</sup> 占有量	ネットワーク 転送量/月	月額 (定額料金分)
S	60PV/S	~800 時間	~50GB	~50GB	~50GB	¥165,000
М	200PV/S	~2,000 時間	~200GB	B ~1TB ~1TB		¥275,000
L	500PV/S	~4,000 時間	~500GB	~5TB	~12TB	¥990,000
S·M·L 共通		AWS J	すべて			
		¥2,750 100 時間ごとに 1 度数	¥1,650 50GB ごとに 1 度数	¥880 50GB ごとに 1 度数	¥3,300 50GB ごとに 1 度数	税込価格

- ※1 現行プランより小規模なプランに変更する場合には、データ保存作業等の費用として、¥110,000/回申し受けます。
- %2 PV/S: Page View per Second の略。1 秒間の画面表示数を表します。
- ※3 ストレージ:データベースの自動バックアップデータ、アプリ操作ログ、静的コンテンツが格納されます。
- ※4 従量課金分:お客さまの月間の使用状況により、該当する度数に応じた料金がそれぞれ算定されます。

プラン	オプションサービス料金(税込・月額)							
	アクセス制限 セキュリティ	IdP 認証利用	既存認証基盤 連携運用支援	セキュア ブラウザ	システムログのバックアップ 保存期間延長			
S	¥5,500	¥55,000	¥220,000~	¥11,000	初期費用 ¥110,000	1年延長につき ¥5,500		
М	¥11,000					1 年延長につき¥11,000		
L	¥27,500					1 年延長につき¥33,000		

# 2. 料金の支払い方法

当社は、お客さまの月間の使用状況を当月末に集計し、これに基づき当月の料金を計算し請求書を発行します。お客さまは、請求書に記載の料金を、翌月末日までに当社指定の銀行口座に送金するものとします。送金手数料は、お客さまの負担とします。